

ユニット型指定介護老人福祉施設運営規程

社会福祉法人津軽やわらぎ
特別養護老人ホーム慶游荘

目 次

第1章 総 則

第 1 条	施設の目的	3
第 2 条	運営の方針	3
第 3 条	施設の名称等	3
第 4 条	利用定員	3

第2章 職員及び職務内容

第 5 条	職員及び職務内容	3 ~ 4
第 6 条	会議	4

第3章 運営に関する事項

第 7 条	入退居	4 ~ 5
第 8 条	内容及び手続の説明及び同意	5
第 9 条	施設の利用にあたっての留意事項	5
第10条	受給資格等の確認	5
第11条	要介護認定申請にかかる援助	5
第12条	入退居記録	5
第13条	保険給付のための証明書の交付	5
第14条	施設サービスの取扱方針	5 ~ 6
第15条	施設サービス計画の作成	6
第16条	介護	6
第17条	食事	6 ~ 7
第18条	身体拘束	7
第19条	相談及び援助	7
第20条	社会生活上の便宜の提供	7
第21条	機能訓練	7
第22条	健康管理	7
第23条	入院期間中の取扱い	7

第4章 施設サービス内容及び費用負担

第24条	施設サービスの内容及び利用料	7
第25条	利用料等の受領	8

第5章 非常災害対策

第26条 非常災害対策 P 8

第6章 虐待の防止のための措置に関する事項

第27条 虐待の防止 P 8

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

第28条 勤務体制の確保 P 9

第29条 定員の遵守 P 9

第30条 衛生管理等 P 9

第31条 協力病院等 P 9

第32条 掲示 P 9

第33条 秘密保持等 P 9

第34条 苦情解決 P 9

第35条 地域との連携 P 9

第36条 事故発生時の対応 P 9～10

第37条 損害賠償 P 10

第38条 損害賠償がなされない場合 P 10

第39条 記録の整備 P 10

第40条 その他 P 10

第 1 章 総 則

(施設の目的)

第 1 条 社会福祉法人津軽やわらぎが開設する特別養護老人ホーム慶遊荘（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった高齢者に対し適正なユニット型指定老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 施設は老人福祉法、介護保険法及び関係法令に基づき入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき入居者の居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援する。

2 施設は各ユニットにおいて明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行うとともに、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努める。

(施設の名称等)

第 3 条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム慶遊荘
- (2) 所在地 青森県平川市町居山元 3 0 4 番地 1

(利用定員)

第 4 条 施設の入居定員は 2 9 名とする。

2 ユニット数及びユニットごとの入居定員は次のとおりとする。

- (1) ユニット数 3 ユニット
- (2) ユニットごとの入居定員 1 0 名以内

第 2 章 職員及び職務内容

(職員及び職務内容)

第 5 条 施設に勤務する職員の職種、配置基準数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（施設長） 1 名（常勤）
施設の業務を掌握し、職務全般を統括管理する。
- (2) 医師 1 名（嘱託）
入居者の健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 1 名以上（常勤）
入居者の入退所、生活相談及び援助に関する業務全般に従事する。
- (4) 介護支援専門員 1 名以上
入居者の介護支援に関する業務全般に従事する。

- (5) 看護職員 1名以上（常勤）
入居者の看護、保健衛生に関する業務全般に従事する。
 - (6) 介護員 10名（常勤換算）
入居者の生活介護に関する業務全般に従事する。
 - (7) 機能訓練指導員 1名以上（嘱託）
入居者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に関する業務全般に従事する。
 - (8) 栄養士 1名
入居者の食事に関する栄養管理業務全般に従事する。
 - (9) 副施設長 1名
管理者を補佐し、事業運営に係る庶務及び経理等に関する事務全般を統括管理する。
 - (10) 事務員 1名
施設の庶務及び経理等に関する事務全般に従事する。
- 2 事業の円滑な運営のため、入居者数及び入居状態に応じ、前項の職員数を増減できる。
 - 3 職員の業務分担については、管理者が別に定める。

（会議）

第 6 条 施設の円滑な運営を図るため次の会議及び委員会を設置する。

- (1) 運営会議
 - (2) 給食会議
 - (3) 運営推進会議
 - (4) サービス担当者会議（ケアプランカンファレンス）
 - (5) ユニットリーダー会議
 - (6) ユニット会議
 - (7) 苦情処理委員会
 - (8) 入居検討委員会
 - (9) 事故防止・身体拘束委員会
 - (10) 感染予防・褥瘡対策委員会
 - (11) 防火管理委員会
 - (12) レクリエーション・広報委員会
 - (13) 排泄ケア委員会
 - (14) 安全衛生委員会
 - (15) 虐待防止検討委員会
- 2 会議及び委員会の運営に必要な事項は別に定める。

第 3 章 運営に関する事項

（入退居）

- 第 7 条 施設は身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な入居者に対し、施設サービスを提供する。
- 2 正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。
 - 3 入居申込者が入院治療を必要とする場合、その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を

供与することが困難である場合は、適切な医療機関または介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講ずる。

- 4 入居申込者の入居に際し、心身の状況及び病歴等の把握に努める。
- 5 入居者について、心身の状況及び置かれている環境等を勘案し、居宅において日常生活を営むことが可能かどうかを各職種間で協議した上で検討する。
- 6 前項により居宅において日常生活を営むことが可能であると認められる入居者に対し、入居者及び家族等の希望、入居者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な援助を行う。
- 7 入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供、その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(内容及び手続の説明及び同意)

第 8 条 施設は施設サービスの提供の開始にあたり、入居申込者または家族等に対し本規程の概要、職員の勤務体制、その他サービス選択に必要な事項を記した契約書及び重要事項説明書を交付して説明を行い、同意を得る。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第 9 条 入居者が施設サービスを受ける場合には、入居者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

(受給資格等の確認)

第 10 条 施設は施設サービスの提供を求められた場合、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確認する。

- 2 施設は被保険者証に記載された認定審査会意見に配慮し、施設サービスを提供する。

(要介護認定申請にかかる援助)

第 11 条 施設は要介護認定を受けていない入居申込者について、その意思を踏まえて当該申請に関し必要な援助を行う。

- 2 施設は要介護認定の更新の申請が、有効期限満了日の 30 日前に行われるように援助する。

(入退居記録)

第 12 条 施設は入退居時に次の事項を入居者の被保険者証に記載する。

- (1) 入居時・・・入居年月日及び介護保険施設の種類
- (2) 退居時・・・退居年月日

(保険給付のための証明書の交付)

第 13 条 施設は法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、提供した施設サービスの内容、費用額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付する。

(施設サービスの取扱方針)

第 14 条 施設サービスは入居者が有する能力に応じ自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行う。

- 2 各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割をもって生活を営むことができるよう配

慮する。

- 3 入居者のプライバシーの確保に配慮する。
- 4 入居者の自立した生活を支援することを基本とし、要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう入居者の心身の状況等を常に把握する。
- 5 施設職員は施設サービス提供にあたり、入居者または家族等に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明する。
- 6 入居者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等(第18条)を行わない。
- 7 前項の身体拘束を行う場合は、態様、時間及び心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 8 施設は提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(施設サービス計画の作成)

第15条 施設の管理者は介護支援専門員に施設サービス計画作成業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画の作成にあたっては、適切な方法により入居者の有する能力及び置かれている環境の評価を通じて入居者が抱えている問題を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき問題を把握する。
- 3 介護支援専門員は入居者及び家族等の要望、課題に基づき施設サービスの目標、達成時期、内容及び留意事項を記載した施設サービス計画を作成し、入居者及び家族等に対して説明し同意を得る。
- 4 施設サービス計画については、入居決定後に入居者へ交付する。
- 5 介護支援専門員は必要に応じ施設サービス計画の変更を行う。また、変更にあたっては、前項の規定を準用する。

(介護)

第16条 施設の介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、入居者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入居者の心身の状況に応じて、適切な技術により行う。

- 2 入居者の日常生活における家事を、心身の状況等に応じて、それぞれの役割をもって行うよう適切に支援する。
- 3 入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には清拭を行う。
- 4 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により排泄の自立について支援し、排泄のケアを行う。
- 5 入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。

(食事)

第17条 施設の食事は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮して提供する。

- 2 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により食事の自立について必要な支援を行う。
- 3 入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、心身の状況に応じて出来る限り自立して食事を摂ることができるよう、必要な時間を確保する。
- 4 入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ共同生活

室で食事を摂ることを支援する。

(身体拘束等)

第18条 施設は、入居者に対し身体拘束をしないものとする。ただし施設が入居者に自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ないと判断した場合は、身体拘束その他入居者の行動を制限することができるものとする。この場合の対応は、施設の「身体拘束マニュアル」によるものとする。

(相談及び援助)

第19条 生活相談員は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者または家族等の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の提供)

第20条 施設は入居者の嗜好に応じた趣味、教養または娯楽にかかる活動の機会を提供し、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援する。

- 2 入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者または家族等において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代行する。
- 3 入居者の家族等と連携を図るとともに、交流の機会を確保するよう努める。
- 4 入居者の外出の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第21条 施設は入居者に対し、その心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第22条 施設の嘱託医師または看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を講ずる。

- 2 施設の嘱託医師は、実施した健康管理に関し入居者の健康手帳に必要な事項を記入する。
- 3 夜間、入居者の健康状態に変化があった場合は、オンコール代行業者と連携し、必要に応じて適切な措置を講ずる。

(入院期間中の取扱い)

第23条 施設は入居者について、病院等に入院後おおむね3カ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入居者及び家族等の希望等を勘案し必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き退院後再び施設に円滑に入居できるようにする。

第 4 章 施設サービス内容及び費用負担

(施設サービスの内容及び利用料)

第24条 施設サービスの内容、利用料及びその他の費用額の決定は、入居者が介護認定審査会において審査された要介護認定により作成された介護サービス計画に基づき提供されるサービス内容とし、介護報酬は告示上の額と同額の利用料とし別紙に定める。

(利用料等の受領)

- 第25条 施設は法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合は、入居者から利用料の一部として厚生労働大臣が定める基準により算定した費用額から当該施設に支払われる施設サービス費用の額を控除して得られた額の支払いを受ける。
- 2 施設は法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した場合は、入居者から支払いを受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 施設は前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の支払いを利用者から受けることができる。
- (1) 居住に要する費用
 - (2) 食事の提供に要する費用
 - (3) 入居者が選定する特別な食事の提供に要する費用
 - (4) 理美容代
 - (5) 施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるもので、入居者負担が適当であると認められる費用
- 4 前項各号に規定する具体的内容及び費用については、管理者が別に定める。また、サービス提供にあたっては、入居者または家族等に対し、サービスの内容及び費用について説明し同意を得る。

第 5 章 非常災害対策

(非常災害対策)

- 第26条 施設は非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害に備えるため定期的な避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 2 施設は感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

第 6 章 虐待の防止のための措置に関する事項

(虐待の防止)

- 第27条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。
- 2 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を、定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - 3 施設における虐待の防止のための指針を整備する。
 - 4 施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 5 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

第 7 章 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第 28 条 施設は入居者に対し、適切な施設サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定める。

2 施設サービスの提供は、当該施設の職員が行う。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りでない。

3 施設は職員に対し、資質向上のため研修の機会を確保する。

(定員の遵守)

第 29 条 施設は入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

(衛生管理等)

第 30 条 施設は入居者の使用する食器その他の設備または飲用水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

2 施設は当該施設において感染症が発生、まん延しないように必要な措置を講ずる。

(協力病院等)

第 31 条 施設は入院治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力病院及び協力歯科医療機関を定める。

(掲示)

第 32 条 施設は当該施設内の指定場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、協力歯科医療機関、利用料その他のサービス選択のための重要事項を掲示する。また、従来の「書面掲示」に加えて、ウェブサイト（法人のホームページ）にも掲示する。

(秘密保持等)

第 33 条 施設職員は正当な理由なく業務上知り得た入居者または家族等の秘密を漏らさない。退職後も同様とし、秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講ずる。

2 施設は居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する場合はあらかじめ文書により入居者の同意を得る。

(苦情解決)

第 34 条 施設が提供した施設サービスに関する入居者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置する。

2 施設が提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め、または当該市町村職員からの質問もしくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合は必要な改善を行う。

(地域との連携)

第 35 条 施設の運営にあたり、地域住民またはその自発的な活動等と連携及び強力を行う等、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第 36 条 施設は入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際し行った処置について記録する。
- 3 賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償（第37条）を行う。

（損害賠償）

第37条 施設は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、施設の責務に帰すべき理由により入居者に生じた損害について賠償するものとする。ただし、入居者に故意又は過失が認められる場合には、入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償の額を減じることができるものとする。

- 2 入居者の責めに帰すべき事由によって、施設が損害を被った場合は、入居者は、施設に対してその損害を賠償するものとする。

（損害賠償がなされない場合）

第38条 施設は、施設の責務に帰すべき理由がなく、以下の各号に該当する場合には、損害賠償責任を負いません。

- 1 入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 2 入居者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 3 入居者の急激な体調の変化等、施設の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 4 入居者が、施設もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

（記録の整備）

第39条 施設は職員、設備、会計及び施設サービスの提供に関する諸記録を整備し保存する。

（その他）

第40条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は平成23年12月13日から施行する。

この規程は平成24年 4月 1日一部改正。

この規程は平成25年 4月 1日一部改正。

この規程は平成26年 4月 1日一部改正。

この規程は平成27年 4月 1日一部改正。

この規程は平成29年 4月 1日一部改正。

この規程は令和 4年 6月 1日一部改正。

この規程は令和 6年 4月 1日一部改正。

この規程は令和 7年 4月 1日一部改正。